

国海査第8号
令和3年5月12日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長
(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について

標記につきまして、「船舶検査の方法」の一部を別添のとおり改正致しましたので、ご連絡申し上げます。よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

船舶検査の方法

B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査

第1章 第1回定期検査等

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
目次 (略)	目次 (略)	
1. 1～1. 13 (略)	1. 1～1. 13 (略)	
1. 14 液化ガスばら積船	1. 14 液化ガスばら積船	
1. 14. 1～1. 14. 9 (略)	1. 14. 1～1. 14. 9 (略)	
1. 14. 10 管装置の試験	1. 14. 10 管装置の試験	
<p>-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。<u>ただし、国際航海に従事しない船舶における貨物タンク内の管（ポンプ排出管及び当該タンク内に開口端を有しないものを除く。）及び管端開放の管にあつては、以下の強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行つて差し支えない。</u></p>	<p>-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。</p>	
-2. ～-3. (略)	-2. ～-3. (略)	
1. 14. 11～1. 4. 14 (略)	1. 14. 11～1. 4. 14 (略)	